

鳥取県環境白書の発刊にあたって

今日の環境問題の多くは、日常生活や通常の事業活動に起因するものです。これまでのような大量生産・大量消費・大量廃棄を続けていけば、地球温暖化問題や廃棄物問題などに顕著に現れるように、私たちの生存と活動の基盤である環境を破壊してしまい、社会経済の行き詰まりをもたらすことになるでしょう。

本県は、四季折々の変化に富んだ自然環境に恵まれており、21世紀においてもこのすばらしい環境を保全するとともに、人にも自然にもやさしい社会を積極的に構築していかなければなりません。

このため、鳥取県では、「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、「鳥取県環境基本計画」を定め、「人と社会と自然との共生」をテーマに、持続的発展が可能な社会を構築することに努めてきました。

こうした中、まず県庁が率先して環境に配慮した行動をすることが必要であると考え、ISO14001の認証を取得し、地方機関まで拡大してきました。

また、県民の皆様の環境配慮に対する意識や活動の進展のため、中小企業や学校、家庭までも対象とした鳥取県版環境管理システム認定制度を創設して、主体的な活動への支援の充実に努めております。

さらに、平成13年4月には日本初の環境専門大学として鳥取環境大学を開学し、横断的・総合的に環境問題に対応できる人材の育成を図っており、また、平成14年7月には羽合町南谷に鳥取県衛生環境研究所を開所し、県民の皆様に開かれた研究所として、環境情報の発信や環境教育の充実を進めております。

環境関連の新税にも取り組んでおり、産業廃棄物の発生抑制とリサイクル推進を目的とした産業廃棄物処分場税を制定し、さらには、貴重な森林を県民全体で守り育てていくための水源かん養税の導入を検討しているところです。

本県では、これらの各種施策を講じるとともに、県民の皆様の積極的な御協力を得ることで、「環境立県」を目指しております。

この環境白書は、平成14年度における本県の環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び平成15年度において講じようとする施策について取りまとめたものですが、国際的な動きから、本県の新しい制度や個々の環境状況の変遷にまで触れています。

本書が皆さんに広く活用され、今日の環境問題に対する認識と本県の環境の状況に対する理解をより深めていただくとともに、環境の保全と創造に向けて取り組んでいただけたら幸いです。

平成15年6月

鳥取県生活環境部長 谷口 勝彦

平成15年版鳥取県環境白書 目次

第1部 総説

第1章 国際社会と日本社会と本県の動き	1
第2章 本県の取組み	
第1節 基本的な枠組み	2
1 「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」及び「鳥取県環境基本計画」	2
2 環境管理システムの推進	2
第2節 近年の取組み	2
1 鳥取県廃棄物処理計画	3
2 環境産業の育成支援	4
3 鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例	5
4 「鳥取県産業廃棄物処分場税」の導入	5
5 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例	6
6 鳥取県グリーン購入基本方針	7
7 鳥取県版環境管理システム認定制度	7
8 地球温暖化防止に向けたアクションプログラム	9
9 新エネルギーの導入促進に向けた取組み	10
第3章 平成14年度における環境の状況	
第1節 生活環境の状況	11
1 大気環境	11
2 水環境	12
3 土壌・地盤環境	13
4 廃棄物	13
5 ダイオキシン類	14
第2節 自然環境の状況	15
1 森林	15
2 農地	16
3 水辺（湖沼、河川、沿岸域）	16
4 自然公園等	16
5 野生動植物	18
第3節 快適環境の状況	19
1 自然とのふれあい	19
2 都市の快適環境	19
第4節 資源利用の状況	19
1 石油製品の消費	19
2 電力消費	19
3 ガスの使用	20
4 水の使用	20
第5節 地球環境の状況	20
第6節 社会経済・交通の状況等	21

第2部 平成14年度に講じた及び平成15年度に講じようとする 環境の保全及び創造に関する施策

第1章 循環を基調とする経済社会システムの実現	
第1節 環境への負荷の少ない社会の構築	23
1 廃棄物減量化とリサイクル	23
2 大気環境の保全	28
3 水環境の保全	30
4 土壌・地盤環境の保全	33
5 環境汚染化学物質の適正管理	33
第2節 環境関連産業の振興	34
1 環境関連技術の開発	34
2 環境関連産業の育成・振興	34
(指標で見る重点プロジェクト進捗状況)	36
第2章 自然と人間との共生の確保	
第1節 森林、農地、水辺等の持つ環境保全機能の確保	38
1 森林の環境保全機能の確保	38
2 農地の環境保全機能の確保	39
3 都市地域の自然環境の確保	41
4 水辺(河川、溪流、砂浜、沿岸域等)の環境の保全	41
第2節 多様な自然環境の保全と生物多様性の確保	43
1 「貴重な自然」と「身近な自然」の保全	43
2 生物多様性の確保と野生生物の保護管理	45
(指標で見る重点プロジェクト進捗状況)	46
第3章 快適な環境の保全と創造	
第1節 自然環境と調和した生活空間の創造	47
1 親しみやすい水環境の保全と創造	47
2 豊かで多様な緑の保全と創造	47
3 良好な景観の保全と創造	48
4 歴史的・文化的環境の保存と整備	50
(指標で見る重点プロジェクト進捗状況)	51
第2節 人と自然とのふれあいの確保	52
1 人と自然とのふれあいの推進	52
2 都市と農山漁村の交流の推進	53
3 温泉の保護と活用	53
(指標で見る重点プロジェクト進捗状況)	54
第4章 すべての主体の参加による行動	
第1節 自主的な活動の推進	55
1 各主体の協力連携体制の整備	55
2 県民・事業者・行政の自主的取組の推進	55
3 行政の率先行動及びISO14001の推進	55
4 普及啓発・広報	58
第2節 環境教育、環境学習の推進	59
1 環境教育・学習体制の整備	59

2 環境教育・学習活動の推進	60
(指標で見る重点プロジェクト進捗状況)	62

第5章 地球環境保全に向けた活動の推進と国際交流

1 地球温暖化防止対策の推進	63
2 オゾン層保護対策の推進	64
3 酸性雨対策の推進	65
4 環日本海諸国との連携強化と協力	65
(指標で見る重点プロジェクト進捗状況)	66

第6章 共通的・基盤的施策の推進

1 環境関連高等教育機関等の整備推進	67
2 環境影響評価の推進	67
3 環境情報の整備・提供	67
4 環境に関する監視体制の整備充実及び調査研究の推進	67
5 環境に配慮した社会資本整備等の推進	68
6 環境基本計画推進体制の整備充実	68

資料編（付録）

鳥取県環境行政史表	69
市町村等のアジェンダ等策定状況	71
I S O 1 4 0 0 1 認証取得事業所等一覧（県内）	72

コラム目次

豊かな恵みをもたらす森林を子供たちの世代へ伝えるために	42
鳥取県版環境管理システムⅢ種（学校）の取組み	55
青年団と小学生が地域の清掃活動	61

第1部 総説



第1章

国際社会と日本社会と本県の動き

第2章

本県の取組み

第1節 基本的な枠組み

第2節 近年の取組み

第3章

平成14年度における環境の状況

第1節 生活環境の状況

第2節 自然環境の状況

第3節 快適環境の状況

第4節 資源利用の状況

第5節 地球環境の状況

第6節 社会経済・交通の状況等

第1部 総説

今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを前提にした環境への取組では、その効果には限界がある。限られた環境容量の中で持続可能な社会を構築していくことが必要であり、今日の社会経済システムそのものの見直しを図ることが求められている。

第1章 国際社会と日本社会と本県の動き

【1 国際社会の動き】

国際社会における代表的な地球環境問題として、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨などがあり、その結果として、極地域の氷の融解による海面上昇、皮膚ガンや白内障などの人体への影響、湖沼や生態系への影響などが危惧されている。この中でも、地球温暖化は、現代の産業化社会における多量の石炭や石油などの消費による、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量の大量の増加により促進されてきた。現在の大気は、産業革命前と比べ2割以上多くの二酸化炭素を含むようになっている。

このような状況を踏まえ、二酸化炭素を中心とする温室効果ガスの排出削減対策を推進すべく、1992年に「気候変動枠組条約」が採択され、2000年までに温室効果ガスの排出量を1990年の水準に戻すという目標のもとにさまざまな取組が行われてきたが、1995年4月にベルリンで行われた「第1回締約国会議(COP1)」では、現行の条約内容を不十分として、新たな国際約束として先進国における2000年以降の目標や具体的な取組を「第3回締約国会議(COP3)」でとりまとめることを決定した。

1997年12月、京都で開催された同会議は「地球温暖化防止京都会議」と呼ばれ、この会議において、2008年から2012年までの間の各国における温室効果ガスの削減目標を定めた「京都議定書」が採択された。その内容は、先進国全体で温室効果ガス6種類の排出量を1990年レベルから平均5.2%削減するというもので、主な国々の内訳は、日本6%、米国7%、EU8%などとなっている。

京都議定書の運用に関する細目は、2001年10月～11月にかけてモロッコのマラケシュで開かれた「第7回締約国会議(COP7)」において、ようやく法的文書として決定されたが、その発効には、先進国の1990年における二酸化炭素排出量の55%以上を占める先進国を含む、

55カ国以上の国が批准することが求められている。しかし、現在のところでは、最大の排出国である米国の不参加や、OPEC諸国の強い反発があり、発効のためには、ロシアなどの国々の同意定書への早期批准がその不可欠の条件となっている。このことは、今後の国際会議における最も大きな課題といえる。

また、2002年8月～9月にかけて南アフリカのヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグサミット)」では、持続可能な開発に関する「ヨハネスブルグ宣言」が採択され、地球環境問題に国際的に協調していく取組が進められることとなった。

【2 日本社会の動き】

日本社会においては、平成6年12月に決定された「環境基本計画」の見直しが行われ、平成12年12月に新たな「環境基本計画」が閣議決定され、国の環境保全施策の総合的な方向性が明らかにされた。その概要は、「循環」「共生」「参加」「国際的取組」の4つの長期的目標を掲げ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を目指す、というものである。

また、平成13年2月に内閣総理大臣主催の「21世紀『環の国』づくり会議」が開催され、20世紀型の「大量生産・大量消費・大量廃棄の社会」から「持続可能な簡素で質を重視する循環型社会」への転換などの、『環の国』の実現へ向けての施策の検討が行われた。こうした循環型社会形成に向けてさまざまなリサイクル法が順次整備されており、平成14年度は5月に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)が完全施行され、7月には「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)が公布された。

地球温暖化問題については、「第3回締約国会議(COP3)」で採択された「京都議定書」を踏まえ、平成14年3月に「新たな地球温暖化

対策推進大綱」の決定がなされ、また同年6月には「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布されるなど、同議定書の発効に向けたさまざまな施策が実施されている。

【 3 本県の動き 】

本県では、このような流れの中、環境への負荷を少なくする「循環型社会への転換」や、森

林、農地、水辺地などの持つ多様な機能の保全と自然との共生を図るための「総合的な環境の保全・創造への転換」を行うなど、県民、事業者、行政が一体となって、「人と社会と自然との共生」をテーマとした環境立県づくりを目指しており、具体的に次章で述べるような施策を実施している。

第2章 本県の取組み

第1節 基本的な枠組み

本県における環境に関する基本条例、計画等を紹介する。

【 1 「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」及び「鳥取県環境基本計画」 】

現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受できるようにするために、地方公共団体・事業者・県民が一体となって取り組んでいくための新たな枠組みとして、平成8年10月に「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定、平成11年3月には条例に基づき「鳥取県環境基本計画」を策定した。この計画では、『循環を基調とし、恵み豊かな自然と共生できる快適な社会の構築』を目指し、環境の保全と創造に関する施策の基本的方向、目標等を明らかにし、今後県が重点的に取り組んでいく必要のあるものを重点プロジェクトとしてとりまとめている。

【 2 環境管理システムの推進 】

今日の環境問題は、日常生活や事業活動と密接に関連しており、その解決に向けて社会全体での取組みが求められている。事業所においても日常の事業活動を行いつつ、事業活動から生ずる環境負荷を軽減することが求められており、その解決手段として継続的に改善していく環境管理システムの導入が広がっている。

現在、自治体においても環境管理システムの

国際規格であるISO14001の認証取得の動きが活性化しており、鳥取県では、平成12年度に本庁知事部局が認証取得し、平成13年度に企業局等の事務局を対象範囲として加え、平成14年度からはその対象範囲を地方機関へと広げている。鳥取県の環境管理システムは、特徴として、鳥取県環境基本計画の実践手段として位置付けられ、その施策の目標等の管理を行うため、重点プロジェクトを目的・目標、プログラムに取り入れている。

さらに、鳥取県では鳥取県版環境管理システム認定制度という、企業、学校、地域、家庭向けの簡易な環境管理システムを独自に創設し、環境負荷低減のための環境配慮活動の積極的な推進を図っている。

第2節 近年の取組み

「循環を基調とし、恵み豊かな自然と共生できる快適な社会の構築」を目指すため、環境立県を目指す鳥取県において、近年中に制定、策定された条例、計画等の代表的取り組みを紹介する。

【鳥取県廃棄物処理計画～循環型社会の構築を目指したアクションプログラム～】

廃棄物を取り巻く諸情勢の変化をふまえて、「廃棄物の発生抑制」、「リサイクルの推進」、「廃棄物の適正処理」等の観点から、鳥取県に

おける循環型社会の構築を目指した「鳥取県廃棄物処理計画」を平成13年7月に策定した。

計画の策定の視点（3つの柱）

次の3つの視点を本県における循環型社会構築の柱として、県民、事業者、行政が各々の役割分担のもとに協力しながら取り組んでい

くことを基本とし、計画をより実効あるものとするため、計画の3つの柱について具体的な目標を設定した。

◎視点

発生抑制	廃棄物をできるだけ出さない
リサイクルの推進	廃棄物は、可能な限りリサイクル
適正処理	処分しなければならない廃棄物は環境に十分配慮して処分

◎目標

目標項目		現状（H10）	H17	H22
発生抑制 （千トン/年）	一般廃棄物	222	211	201
	産業廃棄物	1,835	1,919	1,943
リサイクル率 （%）	一般廃棄物	13.5	20	24
	産業廃棄物	2.9	4.0	4.7
最終処分量 （千トン/年）	一般廃棄物	35	24	17
	産業廃棄物	60	42	30

行政方針

県民、事業者、行政が各々の立場で「4つのR」(※)に取組み、循環型社会への転換を目指す。

◎県民「ゴミを出さない

ライフスタイルの実践」

- 循環型のライフスタイルへの転換
- 環境に配慮した製品の購入及び長期使用
- ゴミの分別の徹底
- リサイクル推進のための
取組みへの参加・協力等

◎事業者「循環型社会推進を

考慮した事業活動の実践」

- 再生原料の使用、環境にやさしい製品づくり
- 資源回収及び再生品などの販路の拡大
- グリーン購入、グリーン調達
- 製品の長期使用、廃棄物の適正処理 等

◎行政「率先行動計画の実践及び

県民・事業者への啓発と支援」

- グリーン購入、リサイクルの推進、
廃棄物に関する環境教育の推進

【市町村】

- ・ゴミ処理の広域化の推進
- ・分別収集計画の充実

【県】

- ・リサイクルなどの普及啓発及び
情報提供、県民、事業者等
への支援
- ・不法投棄など不適正処理に対する
監視・規制の強化 等

※「4つのR」

- リフューズ（**Refuse**：元を断つ）
- リデュース（**Reduce**：減らす）
- リユース（**Reuse**：再使用する）
- リサイクル（**Recycle**：再生利用する）

【 環境産業の育成支援 】

循環型社会の推進に向けた事業者の取組みに対し支援を行うため、鳥取県リサイクル技術

共同研究助成事業、鳥取県環境産業育成支援資金融資制度を創設した。

鳥取県リサイクル技術共同研究助成事業

1 概要

鳥取県におけるリサイクル技術の高度化を図るため、鳥取県内に所在する企業等が、県内外の大学等又は他企業等と共同して行う研究開発を助成する。

2 研究開発の内容

(1) 対象となる技術
実用化できるレベルまで発展させる研究開発に係る次のいずれかの技術

①リサイクル率を大幅に向上することになる技術

②リサイクル製品の付加価値を高める技術

③新たなリサイクル製品の開発につながる技術

(2) 研究期間 最長2年間

(3) 助成額の規模

1件当たり最長2年間で、
総額5,000千円を上限

(4) 採択件数 (下表)

年 度	採択件数 (件)	総支援額 (千円)
平成13年度	3	4,000
平成14年度 (継続分)	2	5,000
平成14年度 (新規分)	5	12,500

鳥取県環境産業育成支援資金融資制度

1 概要

廃棄物処理業者等が行う県の循環型社会の構築に向けた施策の推進に資する施設・設備の整備に要する経費を借入資金の優遇制度により支援する。

2 融資対象事業等

(1) 融資対象事業者
県内に事業所を有し、1年以上継続して事業を行っている中小企業者等

(2) 融資対象事業
廃棄物リサイクルを行うための施設・設備の整備事業で、次の要件の全てを満たすもの。

①県内廃棄物のリサイクル率向上に寄与すると客観的に認められる事業であること。

②次のいずれかに該当する事業であること。

ア 鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱(平成4年4月策定)に基づく事前協議を完了した施設・設備の設置

イ 他人においていったん不用となったものを有償で購入し、その再資源化を行う

施設・設備の設置

ウ 自社の生産工程で発生する廃棄物のリサイクルを自ら行う施設・設備の設置

(3) 融資条件等

ア 限度額

事業に要する経費で1億円まで
(特認10億円)

イ 利率

貸付10年以下 年1.89%
(保証付1.60%)

貸付10年超 年2.10%
(保証付1.80%)

ウ 期間

12年以内(うち据置2年以内)
(特認15年以内(うち据置3年以内))

エ 信用保証率 年0.6%

(4) 取り扱い金融機関

県内に店舗を有する銀行、信用金庫、商工組合中央金庫、信用農業組合連合会、信用漁業協同組合連合会、鳥取いなば農業協同組合、鳥取中央農業協同組合及び鳥取西部農業協同組合

【鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例】

廃自動車、廃タイヤの野積みは、その廃自動車等の持ち主が「有価物だ」と主張すれば、廃棄物処理法が適用できないなどの理由で、その対策が困難であった。有価物であれ、乱雑な廃自動車等の野積みは、不法投棄の誘発、景観の阻害、崩落の危険、害虫の発生源などその生活環境への悪影響は、廃棄物によるものと大差なく、美しく快適で安全な生活環境を保全するための施策を講じる必要があった。そこで、鳥取県では、平成13年7月6日に鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例を制定した。

条例制定後、全国からの問い合わせが相次ぐなど、反響は大きく、自動車リサイクル制度の動向と相まって廃自動車問題への関心が一気に高まった。

条例のポイント

○特定保管の届出義務付け

- ・特定保管（廃自動車にあっては20台、廃タイヤにあっては100本を超える屋外保管）を行おうとする者に知事への届出を義務付け。

届出内容

- ・保管場所

【「鳥取県産業廃棄物処分場税」の導入】

県内では、さまざまな事業活動により、多くの産業廃棄物が発生している。しかし、県内の産業廃棄物処理施設はたいへん不足しており、処理施設の早急な確保が大きな課題となっている。

このような状況を踏まえ、鳥取県では、「産業廃棄物処分場税」を平成15年4月から導入した。この税は、産業廃棄物を排出する事業者負担していただき、これを財源に産業廃棄物処理施設の設置やリサイクル技術の研究開発など、産業廃棄物の適正な処理を進めることを目的としている。

また、県ではこの税により循環型社会への転換を支援していく。

- ・保管数量（今後増加が確実に見込める場合は、その予定数量及び時期）
- ・保管期間
- ・保管方法（敷地面積、高さ、囲いの有無、底面の状況）
- ・廃棄物と有価物の別（有価物の場合、利用目的）

○保管基準の制定（有価物である廃自動車を保管する場合の基準）

- ・生活環境の保全上支障のないように、囲い、掲示板の設置、廃自動車等の破片等の飛散防止等、害虫発生防止対策、保管数量・期間の厳守。

○特定保管についての指導等の行政措置（保管基準に適合しない保管者への指導等）

- ・生活環境保全上必要がある場合、指導、勧告、命令することができる。

○罰則（届出義務、命令違反に対する罰則）

- ・命令に違反したものは、20万円以下の罰金に処されることがある。
- ・届出義務に違反したものは、10万円以下の罰金に処されることがある。

鳥取県産業廃棄物処分場税の概要

目的	・産業廃棄物処理施設の設置促進のための施策及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物処分場税を創設する。
納税義務者	・県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
課税対象	・県内の最終処分場への産業廃棄物の搬入
課税標準	・県内の最終処分場への搬入重量 ただし、容量により計測する場合は、規則で定める換算係数を容量に乗じて得たものを重量とする。
税率	・1トンにつき1,000円
徴収方法	・特別徴収義務者（最終処分業者）からの申告納入 <特別徴収> ・他者から搬入された産業廃棄物を中間処理した後の自社処分は申告納付
税の仕組み	
課税免除	・事業活動に伴って生じる廃棄物と性格の異なる廃棄物で知事が指定するものについては、本税を課さない。 (例) 下水道処理に伴う汚泥 など
税収使途	・産業廃棄物処理施設を設置促進するための施策の財源 ・事業者及び産業廃棄物処理業者等によるリサイクルを促進するための施策の財源 等
施行期日	・平成15年4月1日
課税期間	・条例施行後、3年で見直しを行う。

【 鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例 】

県内に生息・生育する多様な野生動植物が自然生態系の重要な構成要素であり、健全な自然環境に欠かすことのできないものであることから、これを将来に継承していくことを目的に「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定した。(平成13年12月公布、平成14年9月施行)

特定希少野生動植物の繁殖や生息・生育環境づくりのための事業を進める。

○ 罰 則

特定希少野生動植物の無許可による捕獲など、条例に違反した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処されることがある。

条例のポイント

○ 「特定希少野生動植物」の指定

絶滅のおそれがあり特に保護が必要な種として指定された「特定希少野生動植物」の捕獲等は禁止。(学術研究、繁殖、保護のための移動・移植などの目的で許可を得た場合を除く。)

○ 「自然生態系保全地域」の指定

希少野生動植物の保護と自然生態系を守るために重要な地域は、「自然生態系保全地域」に指定。

地域内における工作物の設置などの一定の行為は、許可や届出が必要。

○ 「保護管理事業」の推進

(例) 特定希少野生動植物



コアジサシ



ウスイロヒョウモンモドキ

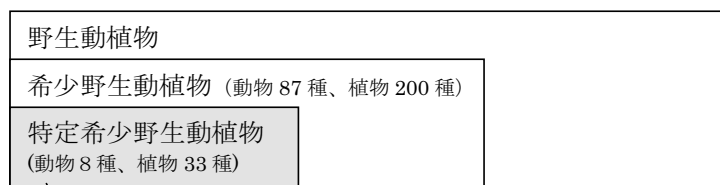


サクラソウ



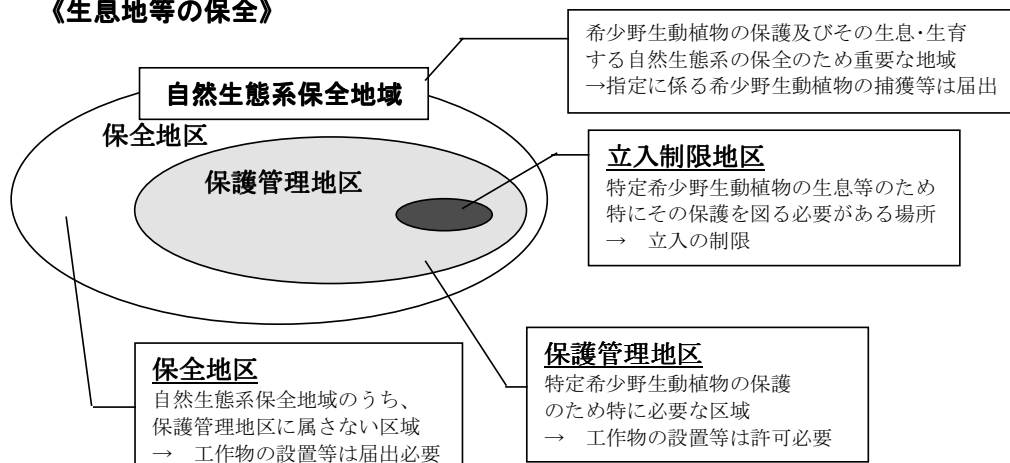
ウチョウラン

《種(個体)の保護》



希少野生動植物のうち、特に保護を図る必要がある種
→ ①捕獲等の禁止 (許可制) ②保護管理事業の対象

《生息地等の保全》



【 鳥取県グリーン購入基本方針 】

鳥取県では、これまで『環境にやさしい県庁率先行動計画』及び『ISO14001（鳥取県環境管理要綱）』で、グリーン購入（環境に配慮した物品の調達）の取り組みを実施してきたが、平成13年4月1日に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリー

ン購入法）が施行されたことにもない、平成13年7月13日に「鳥取県グリーン購入基本方針」を制定した。これに基づき毎年度「鳥取県グリーン購入調達方針」を策定して、取り組みを推進している。

平成14年度の取り組み状況：14年度特定調達品目14分野169品目

【 鳥取県版環境管理システム認定制度 】

日本国内はもとより世界各国で、企業等の事業活動から生ずる環境負荷の軽減が求められており、そのツールとして、継続的に改善していく環境管理に関する国際規格ISO14001を認証取得する動きが活性化している。

しかし、中小企業にとって、国際規格の認証取得は、経費や労力の面で負担が大きいという問題がある。そのため、鳥取県では多くの中小企業、さらに県民の方々にも、環境問題への取り組みのきっかけとなるように、独自の認定制度である「鳥取県版環境管理システム（愛称：TEAS=テス）」を全国の都道府県に先駆けて創設した。

この制度は、ISO14001取得を目指す県内の中小企業を対象にしたI種規格、I種を申請する企業以外の中小企業及び高等学校を対象にしたII種規格、小学校、家庭、地域を対

象としたIII種規格の3種類に分類される。いずれも、計画(Plan)→実行(Do)→点検(Check)→見なおし(Action)を1サイクルとしたPDCAシステムに基づいた規格である。

I種については、国際規格であるISO14001への移行を念頭において策定しており、ISO14001と同程度の内容となっている。II種については、規格をI種に比べ簡素化しており、ほとんどの組織で環境配慮活動を行うことができる内容である。III種については、環境管理システムを利用した環境活動を体験し、環境問題への理解を深めていただくことを念頭に策定している。

平成15年2月には新たに認定された中小企業6社、2家庭、小中学校5校に登録証を授与した。（認定状況は一覧のとおり）



15年2月の授与式集合写真

TEASの概要

	I種:TEAS	II種:TEASピギナーズ	III種:TEASエコスクール TEASエコファミリー
対象組織	ISO14001取得を目指す鳥取県内の中小企業等組織	I種を申請する中小企業等組織以外の中小企業等組織及び高等学校	小学校・中学校、家庭、地域
規格の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクル ・要求事項 13項目 ・環境影響評価はISO14001と同程度 ・文書類を簡素化 ・内部環境監査の代わりに最高責任者が評価する 	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクル ・要求事項 7項目 ・環境影響評価を大幅に簡素化 ・文書類をさらに簡素化 ・内部環境監査の代わりに最高責任者が評価する 	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクル ・要求事項 6項目 ・環境影響評価は省略 ・文書類をさらに簡素化 ・家庭版は環境家計簿を利用可能 ・内部環境監査は省略
認定機関	鳥取県	鳥取県	鳥取県
認定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県への申請、審査を受ける ・審査報告をもとに審査体制とは別体制の判定会で認定を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県への申請、審査を受ける ・審査報告をもとに審査体制とは別体制の判定会で認定を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県へ申請、審査を受ける ・審査報告をもとに審査体制とは別体制の判定会で認定を検討
審査機関	鳥取県環境推進企業協議会(2段階審査)	県(1段階審査)	県(1段階審査)
審査経費	無料	無料	無料
有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1期3年、最長2期(6年) ・それ以降はISO14001に移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・1期3年、期限なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・1期3年、期限なし
公表	<ul style="list-style-type: none"> ・認定証発行 ・県のホームページ、環境白書への掲載、認定企業である旨の表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定証発行 ・県のホームページ、環境白書への掲載、認定企業である旨の表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定証発行 ・県のホームページ、環境白書への掲載、認定学校、地域である旨の表示
その他	国際規格であるISO14001への移行を念頭において作成	ほとんどの組織が環境配慮活動を行えることを考慮	小中学校や家庭で環境管理システムを体験し、環境問題への理解を深めることを念頭において作成
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の環境に対する意識改革 ・省資源、省エネルギー活動によるコスト削減 ・事業活動にともなう環境負荷の低減 ・トップダウンの体制が整備される ・権限や責任が明確化され、業務改善に繋がる ・利害関係者の意見を反映できる ・イメージアップに繋がる ・鳥取県の建設業格付で点数を加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の環境に対する意識改革 ・省資源、省エネルギー活動によるコスト削減 ・事業活動にともなう環境負荷の低減 ・トップダウンの体制が整備される ・権限や責任が明確化され、業務改善に繋がる ・イメージアップに繋がる 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒、教職員等の環境に対する意識改革 ・省資源、省エネルギー活動によるコスト削減 ・学校活動や生活にともなう環境負荷の低減

登録状況

I種

	組織の名称	業種	登録年月日
1	(株)モリックスジャパン	事務用品卸・小売業、内装工事業	H14/3/18
2	(株)愛進堂	事務用品卸・小売業	H14/3/18
3	(株)エナテクス	電気工事業、電気機器販売業	H14/3/18
4	(株)鳥取再資源化研究所	廃ガラスを活用した発泡浄化材の製造	H15/2/13
5	馬野建設(株)	土木工事、建築工事の設計施工	H15/2/13
6	サイトウコンサルタント(株)	各種測量、設計等の総合コンサルタント	H15/2/13

II種

	組織の名称	業種	登録年月日
1	中海工業(株)	管工事の施工、設備機器販売	H15/2/13
2	(株)栄進工業	木質系セメント板の製造、販売	H15/2/13
3	石田工業(株)	管工事の施工、バイオ施設の施工	H15/2/13

III種(家庭)

	組織の名称	活動の範囲	登録年月日
1	山本家(山本貴之)	家庭活動	H15/2/13
2	清水家(清水琢也)	家庭活動	H15/2/13

III種(学校)

	組織の名称	活動の範囲	登録年月日
1	郡家町立郡家東小学校	学校活動	H15/2/13
2	米子市立河崎小学校	学校活動	H15/2/13
3	三朝町立東小学校	学校活動	H15/2/13
4	三朝町立西小学校	学校活動	H15/2/13
5	米子市立尚徳中学校	学校活動	H15/2/13

【 地球温暖化防止に向けたアクションプログラム 】

1 趣旨

地球温暖化防止については、地域の温暖化対策を進めるための総合的な計画として策定した地球温暖化防止推進計画（平成11年3月）により、県民や民間企業、市町村に対し、積極的な取組みをお願いしてきたが、より分かりやすく各主体による自主的かつ具体的な取組みを誘発し、温暖化対策を推進する目的でアクションプログラム(平成14年3月)を策定した。

2 概要

(1) 主な取組

- 県民のみなさんの行動
 - ・適正な冷暖房温度の設定等の省エネ
 - ・環境家計簿によるチェック
 - ・公共交通機関の利用
 - ・住宅の断熱化等
- 事業者のみなさんの行動
 - ・削減目標を設定した省エネ活動
 - ・エネルギー源の効率化やリサイクル
 - ・環境管理システムや低公害車の導入等
- 市町村の行動
 - ・実行計画による排出削減
 - ・地域活動の促進
 - ・廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進
 - ・低公害車を含むグリーン購入等

(2) 県の取組・支援

- 省エネの徹底
 - ・エコオフィス推進
 - ・鳥取県版環境家計簿の普及
 - ・環境教育の学習ネットワーク構築
 - ・こどもエコクラブの支援

○ISO14001の認証取得

- ・鳥取県版環境管理システム認定制度により中小企業、地域・団体のエコ活動を推進
- ・取得企業と連携し企業の取得支援
- 新エネルギー導入促進
 - ・太陽光発電や風力発電の導入市町村や企業への補助事業
- グリーン購入推進
 - ・鳥取県グリーン購入基本方針
 - ・県産グリーン商品認定制度
- 環境にやさしい車の利用、普及
 - ・低公害車導入
 - ・ノーマイカーデー
 - ・アイドリングストップ励行
- 省資源の推進
 - ・ペーパーレス化
 - ・ごみ減量化・リサイクル促進

3 周知方法

- 広報関係
 - ・県のホームページ
 - ・テレビ・ラジオ番組（12月）
 - ・県政だより、各市町村広報
- 講習会等
 - ・エコキャラバン（実践講座）
- その他
 - ・他部局の行事に参加（パネル展示等）

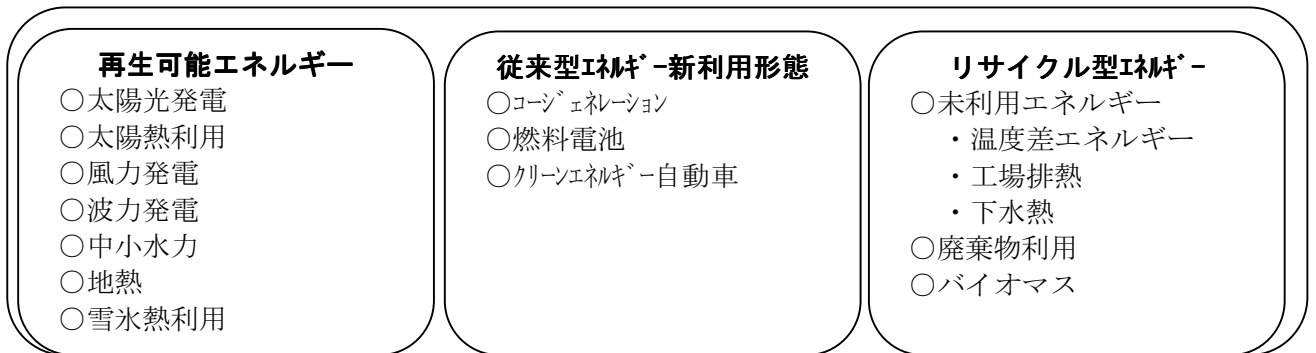
（参考）鳥取県における温室効果ガス削減目標と排出状況

2010年度の温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算値）を1990年度の総排出量と同程度まで削減する。 単位：kt-CO₂

	1990年度	1995年度	2010年度（推計）	目標
温暖化効果ガス 総排出量	3, 857	4, 365 (+13%)	5, 199 (+35%)	3, 857

【新エネルギーの導入促進に向けた取組み】

新エネルギーの分類と種類



新エネルギーの導入は、地球温暖化防止など環境の保全のみならず、災害時でも利用が可能であり、さらには新エネルギーを活用した新たな産業振興、地域振興につながるものである。

鳥取県では、本県の豊かな自然環境を活かした地域づくりの一つとして、太陽光や風力など自然エネルギーを始めとするクリーンなエネルギーである「新エネルギー」の導入を進めている。平成12年度に作成された「新エネルギービジョン」を基に、1. 新エネルギーの率先導入、2. 情報提供・普及啓発、3. 新エネルギー設備導入助成などの事業を平成14年度に行った。

1. 新エネルギーの率先導入

- ハイブリッド自動車2台（知事車、衛生環境研究所）
- 日野総合事務所にハイブリッド外灯を設置
- 衛生環境研究所に太陽光発電システム（20kW）、太陽熱給湯システム、揚水風車等を設置

2. 情報提供・普及啓発

11月15日（金）～17日（日）、米子コンベンションセンタービッグシップで開催された産業技術フェアにおいて新エネルギーフェアを出展し、新エネルギーに関する展示、アンケートクイズを行い、1,870人の入場があった。

3. 新エネルギー設備導入助成

新エネルギー設備を導入する市町村に対する助成制度により、風力発電システム（600kW）を設置した（11月11日竣工）泊村に対して補助金を交付した。また、泊村の太陽光発電システム（20kW）、鳥取市の太陽光パネル式時計塔、米子市の小型風力発電システム設置事業に対してそれぞれ補助金を交付した。さらには、風力発電の導入を目指し風況精査を行う市町村に対しても、同様の助成を行った。



泊村風力発電システム（600kW）

第3章 平成14年度における環境の状況

本県は、鳥取砂丘や大山に代表されるように美しい景観と豊かな自然を持ち合わせた県である。しかしながら、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会の波は、本県の実生活環境や自然環境にも少なからず影響を及ぼしている。

この章では、本県の平成14年度の生活、自然、社会経済などの環境の状況について調査結果等をもとに記述している。

第1節 生活環境の状況

1 大気環境

(1) 大気汚染

本県の大気の状態は、県内に大規模な発生源が少ないため全般的に良好で、経年的に見ても低い濃度レベルでほぼ横ばい状態で推移している。平成14年度の環境基準の達成状況は表

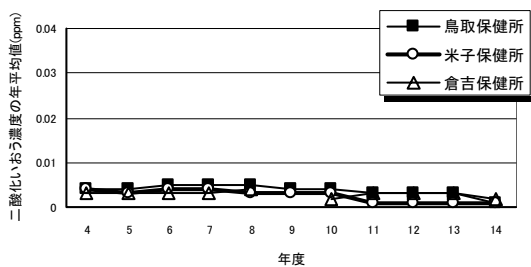
のとおりであり、二酸化いおう、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、一酸化炭素については、環境基準を達成していた。光化学オキシダントについては、環境基準を超える数値が観測されたが、注意報レベルには至らなかった。

環境基準達成状況

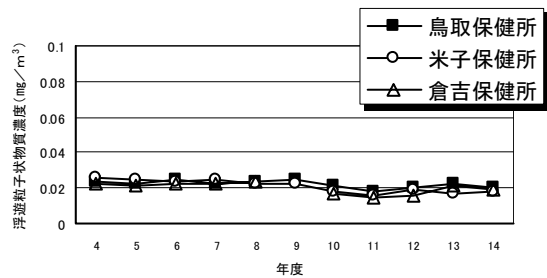
測定局	二酸化いおう	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント
衛生研究所	○	○	○	○	×
米子保健所	○	○	○	○	×
倉吉保健所	○	○	○	○	×
栄町交差点	—	—	○	○	—

注) ○:達成、×:非達成

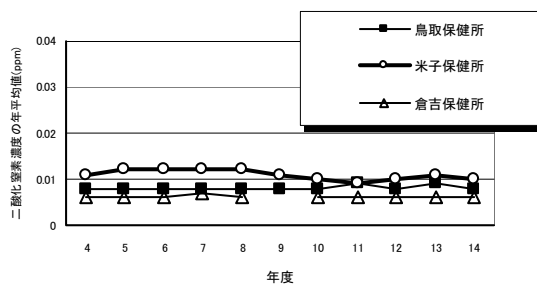
経年変化



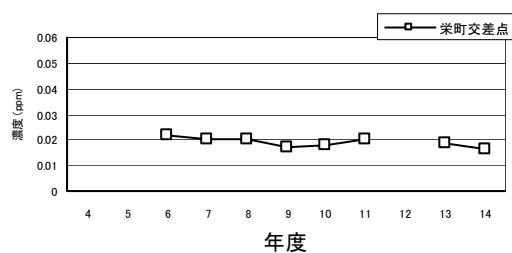
二酸化いおうの測定結果 (一般環境大気測定局)



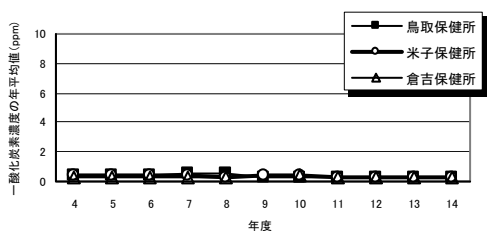
浮遊粒子状物質の測定結果 (一般環境大気測定局)



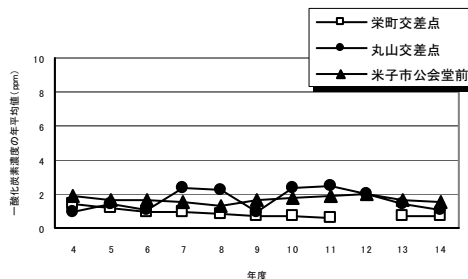
二酸化窒素の測定結果 (一般環境大気測定局)



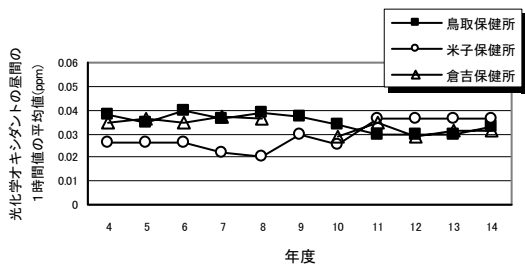
二酸化窒素の測定結果 (自動車排出ガス測定局)



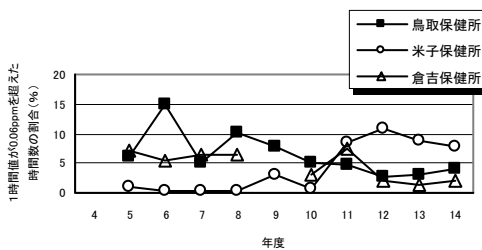
一酸化炭素の測定結果 (一般環境大気測定局)



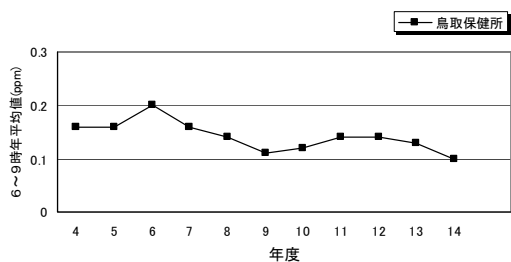
一酸化炭素の測定結果 (自動車排出ガス測定局)



光化学オキシダントの測定結果 (一般環境大気測定局)



光化学オキシダント濃度の1時間値が0.06ppmを超えた時間の割合



非メタン系炭化水素の測定結果 (一般環境大気測定局)

(注) 鳥取保健所は平成14年11月以前は(旧)衛生研究所で測定したデータ。

(2) 騒音

自動車騒音の常時監視として、年間10地点で、道路近傍の騒音測定を実施している。平成14年度の環境基準(鳥取市以外は環境基準相当)達成率は、昼間・夜間共に30%であった。

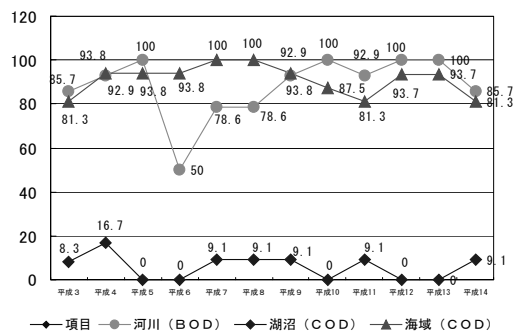
2 水環境

公共用水域における環境基準の達成状況等(平成14年度)

- ・三大河川(千代川、天神川、日野川):千代川及び日野川の各1地点で環境基準を達成していなかった。
- ・湖沼(湖山池、東郷池、中海):中海の1地点を除き、他は環境基準を達成しておらず、富栄養化が進んだ状況となっている。
- ・海域(日本海、美保湾):美保湾で2地点、日本海沿岸で1地点環境基準を達成していなかった。
- ・二級河川(蒲生川、塩見川、河内川、勝部川、由良川、加勢蛇川、阿弥陀川、佐陀川)(水系名):勝部川水系(日置川)を除き、概ね清浄である。
- ・都市河川(旧袋川、玉川、旧加茂川):全体としてやや汚濁しているが、いずれも改善の方向にある。

- ・地下水(県内70地点):境港市の1地点(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素)及び智頭町の1地点(トリクロロエチレン)で環境基準を満たしていなかった。

河川、湖沼、海域の環境基準達成状況の推移



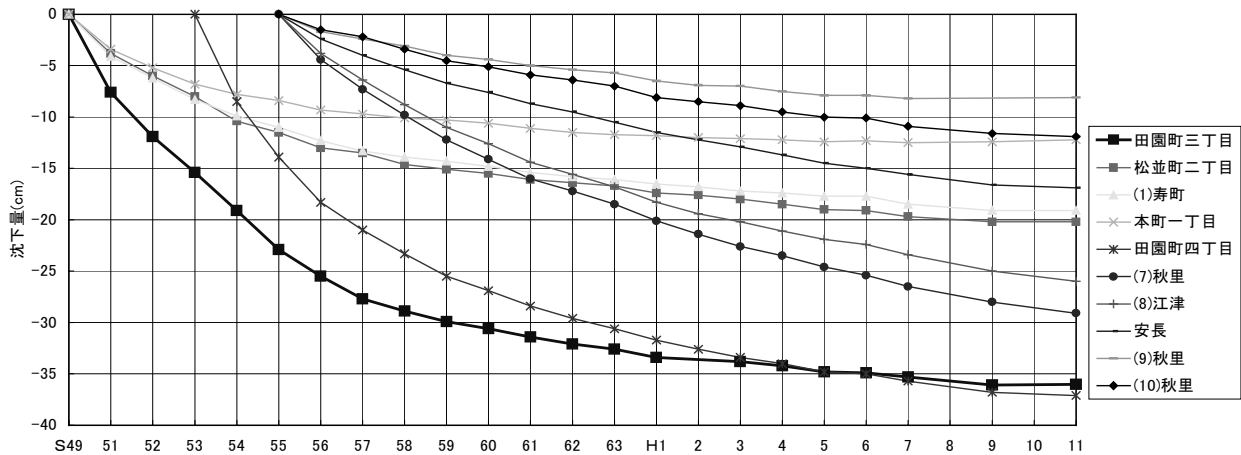
出典:「公共用水域及び地下水の水質測定結果」(環境政策課)

3 土壌・地盤環境

地盤沈下は、鳥取市北部に見られるが、近年の沈下量は鈍化又は横這いの傾向にある。有害化学物質については、岩美町の旧岩美鉱山の影響により、小田川流域の農用地の基準を越える

銅が検出された事例があるが、公害防除特別土地改良事業等の実施により、継続実施している農作物調査では、現在、食品衛生法、食糧庁長官通達に示す基準を上回るものはない。

水準点の累計沈下量

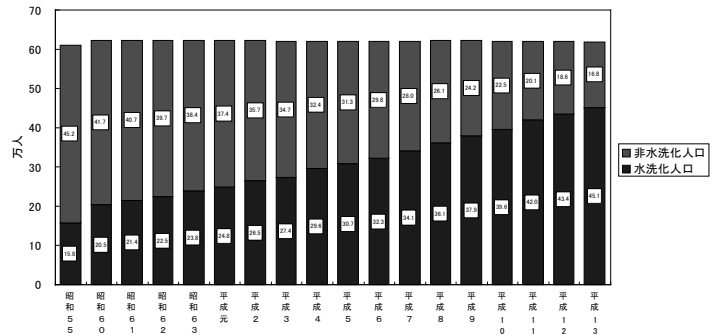


4 廃棄物

(1) し尿

県内総人口に占める水洗化人口は年々増加し、平成13年度では全体の約73% (平成12年度70%) に達している。また、平成13年度の水洗化人口のうち、公共下水道は51% (平成12年度49%)、浄化槽は48% (平成12年度50%)、コミュニティプラントは約1% (平成12年度1%) となっている。し尿処理施設は県内に6カ所稼働しており、平成13年度の年間処理実績は約18万kl (平成12年度19万kl) であった。

水洗化人口の推移



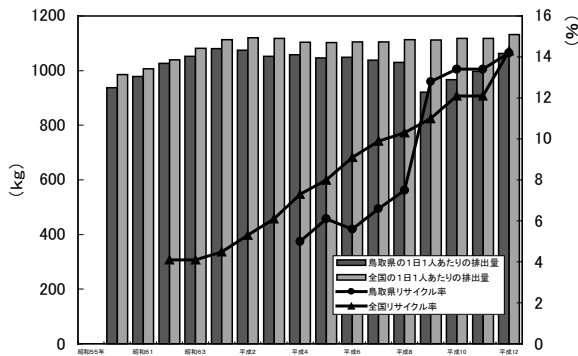
(循環型社会推進課)

(2) 一般廃棄物

平成13年度のゴミ排出量は約23.5万トン (平成12年度約23.7万トン) で、平成元年をピークに少しずつ減少傾向であったものが、平成12年度に増加したが、平成13年度は、わずかに減少した。このうち、収集ゴミの内訳は、可燃ゴミが約85% (平成12年度約82%)、不燃ゴミが約5% (平成12年度

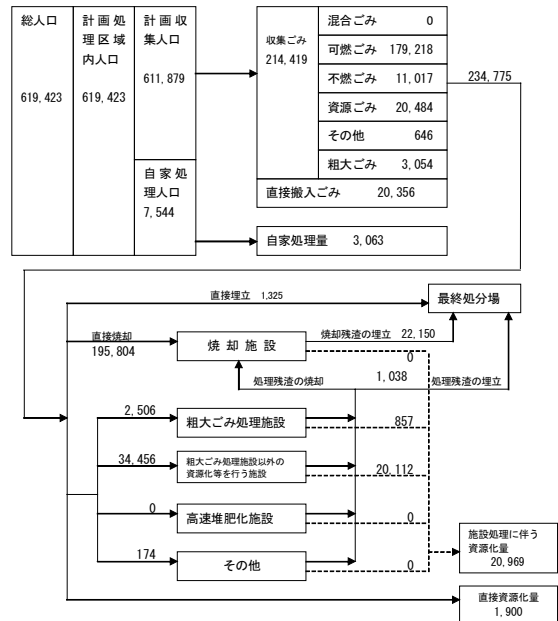
5%)、粗大ゴミが約1% (平成12年度約3%) となっている。また、こうしたゴミの年間の最終処分量は約3.8万トン (平成12年度3.8万トン) と、年間ゴミ排出量の約16% (平成12年度約16%) に当たる。

一般廃棄物の排出量とリサイクル率の推移



(厚生労働省・鳥取県のデータより作成)

平成13年度のごみ処理概要 (単位: 人、t)



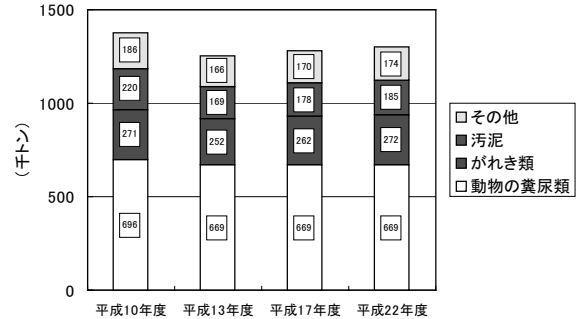
(3) 産業廃棄物

平成13年度の産業廃棄物発生量は、125万6千トン、平成17年度には平成13年度の1.02倍の127万9千トンが見込まれる。

平成13年度の発生量のうち、動物の糞尿が53%、がれき類が20%、14%が汚泥となっており、農業を除く産業廃棄物の発生量は58万5千トン、中間処理等を通じて最終的に埋立処分された量は4万2千トン(全体の約7%)となっている。こうした廃棄物の県外への流出量は11万3千トンで、県内への流入量1万5千トンに対し流出超過となっている。

一方、県内の平成13年度末の委託処理可能な最終処分場については、管理型処分場はなく、安定型処分場が8カ所、残余容量約21万³と少ないことから、減量、リサイクルを一層進めていくとともに、最終処分場等処理施設を確保していくことが必要となっている。

産業廃棄物発生量の推移



(循環型社会推進課)

5 ダイオキシン類

平成14年度のダイオキシン類の常時監視結果は、大気、水質、底質、土壌のすべてにおいて環境基準を達成した。

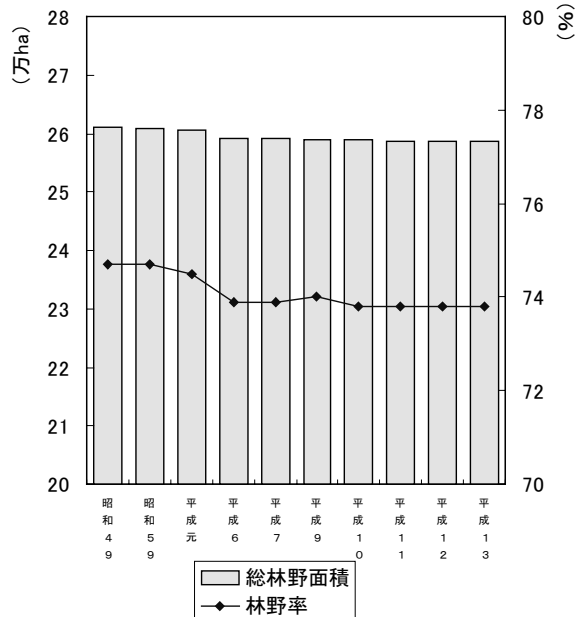
第2節 自然環境の状況

1 森林

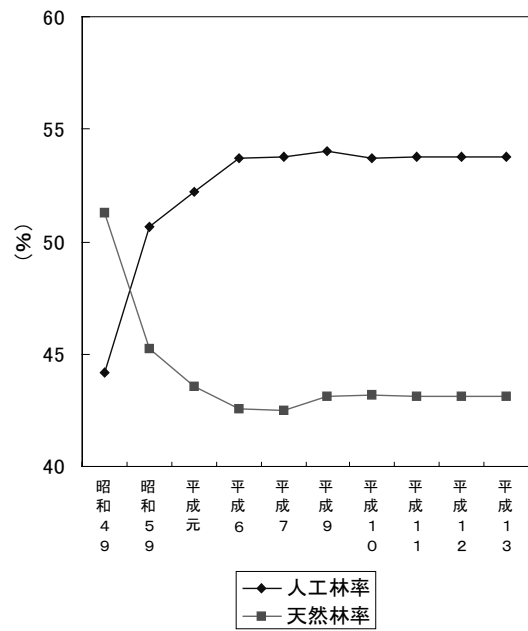
森林は、木材など森林資源の生産の場であるとともに、野生動植物の貴重な生息地となっている。この他にも、森林は、水源のかん養、災害の防止、大気の浄化など環境の保全に重要な役割を果たしている。また、こうした森林は県民に心の安らぎを与える空間として、その役割が再認識されている。本県の林野の総面積は平成13年で25万8,433ha、(平成12年25万8,672ha)、県土に占める割合は約73.7%(平成12年約73.8%)となっており、ほぼ横這いの水準で推移している。森

林全体に占める民有林は87.3%(平成12年87.4%)、国有林が12.7%(平成12年12.6%)の割合となっており、民有林のうち人工林の割合は53.7%(平成12年53.8%)、天然林は43.2%(平成12年43.1%)となっている。また、国有林、民有林を合わせて13万6,747ha、本県の森林の約53%が保安林に指定され、それぞれの目的に応じた重要な役割を果たしている一方、間伐等森林の管理がますます重要となっている。

林野面積と林野率の推移



天然林と人工林の状況



出典：「鳥取県林業統計」

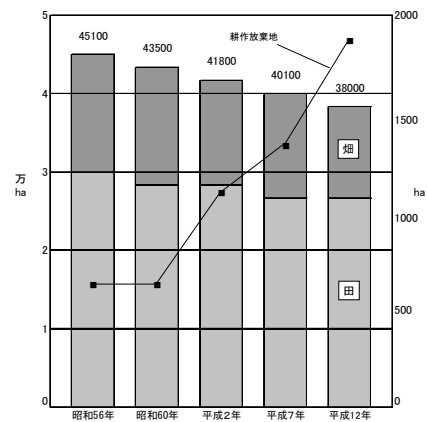
2 農地

農地は食糧生産の場であるとともに、貯水機能による災害防止等の役割を果たしている。また、昆虫、魚など周辺の小動物の生息空間を確保するなど、環境保全にも重要な役割を果たしている。

さらに、農村の田園風景は、四季の変化に応じた豊かな県土の景観を形成し、県民のふるさとの風景として、生活に安らぎと潤いを与えている。

本県の農地面積は、平成12年には、田畑合わせて3万8000ha、県土面積の約11%を占めているが、都市化の進展等により、宅地や道路等に転用され減少している。また、農山村地域における過疎化・高齢化の進展による農業従事者の減少等により、耕作放棄地が増加している。

耕地面積、耕作放棄地面積の推移



出典：「耕地面積調査」、「農業センサス」
(農林水産省)

3 水辺（湖沼、河川、沿岸域）

本県の水辺の環境は、約130kmに及ぶ海岸線で接する日本海と、これにそそぐ大小の河川や豊かな水量をたたえる湖沼で構成されている。こうした水辺の環境は、水災害による被害を防ぐとともに、飲料水をはじめ様々な利水の対象となっている。また、人間と水辺との関わりは、地域の歴史や文化の形成に深い関係を持つとともに、周辺の動植物の生息空間として貴重な生態系を形成している。

本県の河川は、千代川、天神川、日野川、斐伊川の一級河川4水系と、二級河川42水系、準用河川39水系とがある。河川の総延長は1,516km、このうち4大水系の総延長は1,040km、流域面積は県土の約74%を占めている。これらの河川は、湖山池、東郷池、中海などの湖沼と相まって豊かな水辺の景観を形成し、水生動物や植物の生息空間の基盤を形成している。

4 自然公園等

本県の自然は、南部は中国山地の山々が重層的につらなり、短流河川に刻まれた滝や渓谷などの山国的な自然美を有し、北部はなだらかな里山や田園が続いている。また、日本海に面する海岸線は、鳥取砂丘や北条砂丘、弓ヶ浜半島を形成する砂州など白砂青松の砂浜と、県東部

本県の海岸は約6割が砂浜海岸で、その他は、県東部に見られる断崖のリアス式海岸や砂礫海岸から成っている。これらの海岸は豊かな景観を呈するとともに、干潟や藻場などを形成し、水生動植物や水鳥の生息地となっている。一方、これらの海岸は、日本海特有の冬期の激しい波浪による侵食等の影響を受けやすく、浜辺地での生活や景観に大きな影響を与えている。このため、本県では砂浜の流出や建設物の被害を防ぐため、護岸や離岸堤の設置など海岸の保全を行っている。

また、沿岸水域は、水産資源の生産の場であるとともに、海洋動植物の貴重な生息水域となっており、特に磯場、藻場は水質浄化機能を有している。本県の磯場の面積は、約43km²であるが、近年繁茂する海藻が減少していることが報告されている。

の入り組んだ岩肌の海岸や県中部の長尾鼻の岩崖など変化に富んだ豊かな景観を形成している。こうした自然を保全するため、本県では、大山隠岐国立公園、山陰海岸国立公園の他、2つの国定公園と3つの県立自然公園が自然公園として指定されており、これら自然公園の総

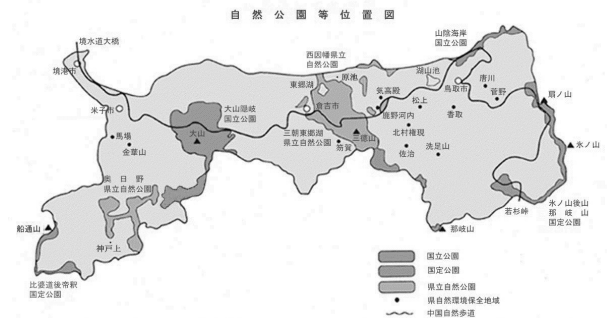
面積は49,061ha、県土の14.0%を占めている。

この他、鳥取県自然環境保全条例に基づき、県自然環境保全地域として平成14年度末までに、14地域を指定している。なお、県では、「鳥取県のすぐれた自然」を作成して、その普及啓発を図っているほか、これを参考として、県自然環境保全地域等の追加指定を進めている。さらに、県内の巨樹巨木調査を実施するとともに、鳥取県景観形成条例に基づいて、県土の景観形成上重要な地域を景観形成地域として、「大山景観形成地域」及び「沿道海浜景観形成地域」を指定している。

また、本県には、貴重な史跡や文化財が多数あり、これらを指定文化財として保護してい

る。

鳥取県における自然公園等の指定状況



出典：「自然公園位置図」景観自然課

「鳥取県のすぐれた自然」掲載内容

地形・地質編		植物編		動物編	
火山とその山地	6地域	社叢	46地域	ほ乳類	5種
非火山山地	26地域	森林	29地域	鳥類	29種
河川・峡谷・滝・段丘・湖沼・湿原	33地域	(大山)	13地域	爬虫類	2種
海岸・砂丘	14地域	低木林・草原	11地域	両生類	7種
地質	25地域	湿原・湿地林	11地域	淡水魚類	3種
化石	7地域	貴重植物群生地	10地域	昆虫類	46種
岩石・鉱物・鉱床	7地域			クモ類	29種
温泉・湧水	7地域			陸産貝類	12種
				重要生息地域	20地域

出典：「鳥取県のすぐれた自然」

鳥取県自然環境保全地域一覧表

番号	地域名	所在地	面積の内訳 (ha)				指定理由	指定年月日
			普通地区	特別地区	野生動植物保護地区	計		
1	菅野	国府町	2.0	18.5	(2.6)	20.5	ミスゴケ等の湿原植物、溶岩台地水河期の花粉等を有する泥炭層	昭和52. 4. 8
2	香取	鳥取市	4.0	3.9	—	7.9	シノキ林を主としたヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林	52. 4. 8
3	松上	鳥取市	—	5.2	—	5.2	シノキ林を主としたヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林	52. 4. 8
4	笏賀	三朝町	—	3.2	—	3.2	シノキ、ウラジロガシ等の常緑広葉樹林とヒノキ、ホンシャクナゲ群落	52. 7. 29
5	馬場	西伯町	—	3.7	—	3.7	シノキ林を主としたヤブツバキクラス域の常緑広葉樹林	52. 7. 29
6	唐川	岩美町	—	19.4	(2.1)	19.4	カキツバタ等の湿原植物、ハッチョウトンボ、溶岩台地、花粉・植物化石を有する泥炭層	53. 5. 12
7	金華山	西伯町	—	6.1	—	6.1	絶壁や洞窟、奇岩を有する凝灰角礫岩の孤立状の山体	55. 12. 23
8	佐治	佐治村	24.0	18.8	—	42.8	穿入蛇行地形、V字形峡谷、緑色千枚岩を原石とする佐治石分布	59. 9. 25
9	洗足山	用瀬町	9.45	13.55	—	23.0	ヒメコマツ、シャクナゲの自生地	62. 11. 4
10	北村権現	河原町	1.20	1.80	—	3.00	ウラジロガシ、ヒメアオキ群落の一型であるが、アサダを優占種とする特異な群落	63. 12. 20
11	気高殿	気高町	8.6	0.1	—	8.7	バイカモ等の水草の自生する湧水池とその水源域のタブノキ、スタジイ等の常緑広葉樹林	平成3. 9. 13
12	鹿野河内	鹿野町	—	1.20	—	1.2	スタジイ、ウラジロガシ、タブノキ、カゴノキ等の巨木を有する原生的照葉樹林	10. 11. 24
13	原池	泊村	0.4	1.8	—	2.2	多様性の湿性植物、トンボ類を中心とした昆虫類、魚類、鳥類等が生息・生育する潟湖	13. 10. 12
14	神戸上	日南町	0.7	4.6	—	5.3	ハンノキを主とする規模の大きな沼沢林(落葉広葉樹林)	13. 10. 12
合計	(14地域)		50.35	101.85	(4.70)	152.20		

※ 野生動植物保護地区は特別地区に含まれる。

5 野生動植物

本県の植生は、低地ではシイやカシなどの常緑広葉樹林帯となっているが、今では、開発の進行により自然植生は限られたものとなり、社叢等に昔ながらの植生を見ることができる。山間部の標高の高い地域に行くにつれて植生は落葉広葉樹林帯となり、大山中腹や県境付近の奥山にはブナやミズナラなどの自然林が広がっている。しかし、スギやヒノキなどの人工造林の進展により、こうした自然林は少なくなりつつある。この他、本県にはハマヒサカキの北限群落や、ハマナスの自生南限群落、カキツバタやオオミズゴケなどの植物が生育する湿原など貴重かつ多様な植生がみられる。

動物は、鳥類では、イヌワシやクマタカなど絶滅危惧Ⅰ類に指定されている希少な種も生息している。ほ乳類では、県東部の山域にツキノワグマや珍獣として知られるヤマネも生息している。この他、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシなどをはじめとする多様なほ乳類が生息している。また、県西部を中心とした溪流には学術的にも貴重なオオサンショウウオが生息している。本県では、このような貴重な野生鳥獣を保護するために鳥獣保護区を設定しており、これら保護区は平成14年度末で国設、県設を合わせて23カ所、34,047haが設定されている。

鳥取県版レッドデータブック掲載種数一覧表（カテゴリー別）

区分	絶滅・野生絶滅	絶滅危惧		計	準絶滅危惧	情報不足	その他保護上重要	合計	
	EX・EW	CR+EN	VU		NT	DD	OT		
動物	哺乳類	3	0	4	4	11	1	0	19
	鳥類	2	9	14	23	44	9	0	78
	爬虫類	0	0	0	0	0	4	0	4
	両生類	0	0	2	2	4	2	3	11
	淡水魚類	0	3	5	8	7	1	0	16
	昆虫類	5	16	25	41	44	6	13	109
	その他の無脊椎動物	0	0	1	1	8	7	9	25
	陸産・淡水産貝類	0	7	1	8	21	3	2	34
計	10	35	52	87	139	33	27	296	
植物	シダ植物	5	10	19	29	10	0	0	44
	種子植物	3	74	97	171	99	0	13	286
	計	8	84	116	200	109	0	13	330
合計	18	119	168	287	248	33	40	626	

- EX・EW : 鳥取県では既に絶滅(野生では絶滅)したと考えられる種
 CR+EN : 絶滅の危機に瀕している種
 V U : 絶滅の危険が増大している種
 N T : 存続基盤が脆弱な種
 D D : 評価するだけの情報が不足している種
 O T : 鳥取県の地理的な自然特性等から保護上重要度の高い種

鳥獣保護区の指定状況

(平成15年3月末現在)

区分	県設		国設		合計	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
森林鳥獣生息地の保護区	12	12,830	1	6,014	13	18,844
集団渡来地の保護区	3	2,218	1	8,462	4	10,680
特定鳥獣生息地の保護区	1	302	—	—	1	302
愛護地区の保護区	3	13	—	—	3	13
大規模生息地の保護区	1	3,973	—	—	1	3,973
身近な鳥獣生息地の保護区	1	235	—	—	1	235
合計	21	19,571	2	14,476	23	34,047

(県森林保全課資料)

注) 国設の集団渡来地保護区(中海)には鳥根県分の面積も含む。

第3節 快適環境の状況

1 自然とのふれあい

本県の自然は、県民のみならず多くの人々の貴重な自然とのふれあいの場となっている。本県の自然公園には、森林浴や海水浴、スキーなど多様な利用がなされており、数多くの人々が訪れ、県内10カ所の温泉地は、県内外の多くの人々に利用されている。また、より多くの人々が自然とふれあう場として、自然歩道やオートキャンプ場などの整備が進められている。

この他、大山、氷ノ山及び山陰海岸などでは、自然観察会の開催や自然観察指導員の養成が行われているほか、こうした自然を保護するための美化活動には多くの県民が参加している。

2 都市の快適環境

電線地中化整備状況（単位：km）

年 度	地中化延長
昭和61～平成2	2.05
平成3～平成6	15.77
平成7	3.88
平成8	3.65
平成9	3.94
平成10	4.82
平成11	2.41
平成12	2.56
平成13	3.53
平成14	1.77
合 計	44.38

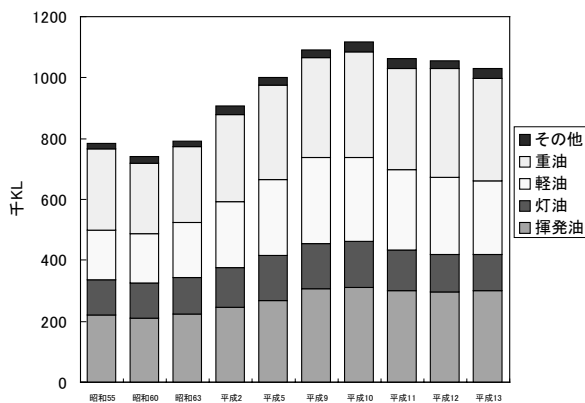
鳥取県における都市公園の整備状況（単位：ha）

区 分	箇所数	面 積
街 区 公 園	209	48.91
近 隣 公 園	17	26.25
地 区 公 園	5	38.29
総 合 公 園	8	184.93
運 動 公 園	4	66.53
広 域 公 園	2	107.10
風 致 公 園	1	4.60
歴 史 公 園	2	11.77
墓 園	2	18.80
都 市 緑 地	16	58.00
都 市 林	1	28.70
広 場 公 園	2	0.54
緑 道	1	1.24
都 市 公 園 合 計	270	595.66
一人当たり面積	鳥取県	12.36㎡
	全 国	※8.4㎡

（県都市計画課作成（平成15年3月末現在））
※平成14年3月末現在

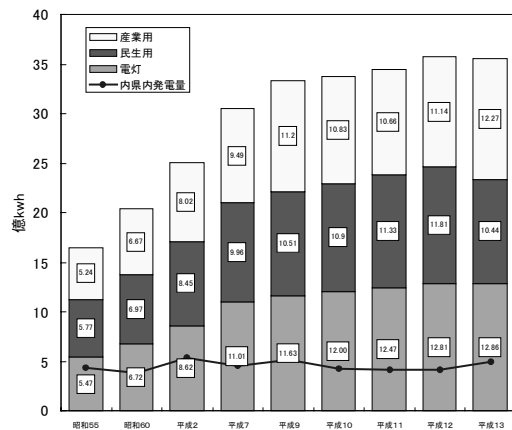
第4節 資源利用の状況

1 石油製品の消費



（「エネルギー生産・需給統計年報」通産省大臣官房調査統計部より作成）

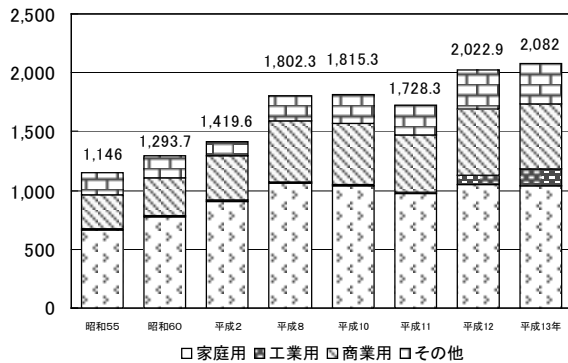
2 電力消費



（「鳥取県統計月報」より作成）

3 ガスの使用

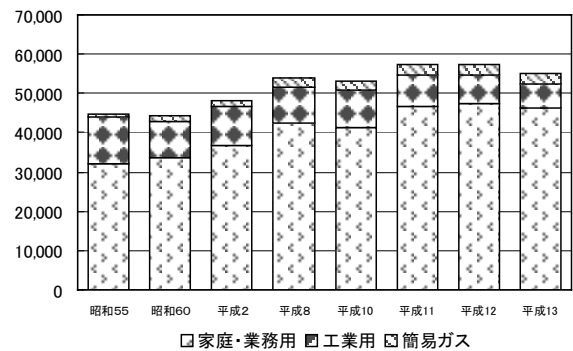
鳥取県における都市ガス販売量の推移
単位：億 kcal



□家庭用 ■工業用 ▨商業用 □その他

(「鳥取県統計月報」から作成)

鳥取県におけるプロパンガス販売量の推移
単位：万トン



□家庭・業務用 ■工業用 □簡易ガス

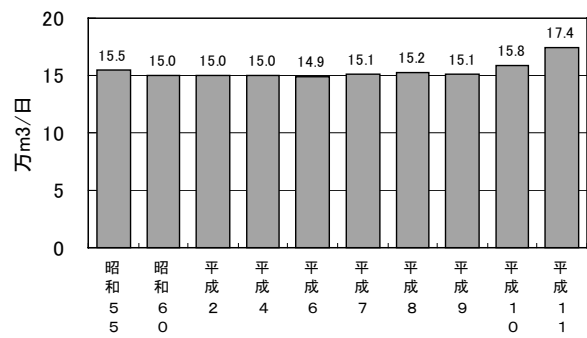
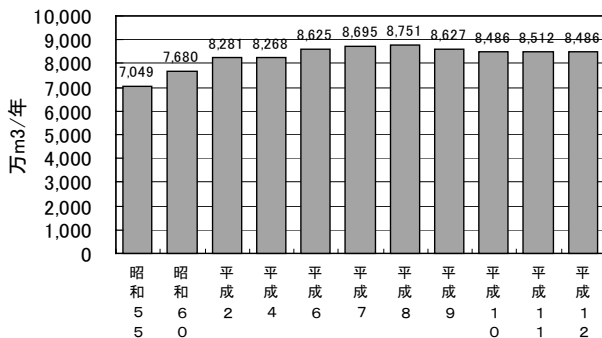
出典：(社)鳥取県エルピーガス協会
「保険加入総括表」

4 水の使用

鳥取県内における水需要量の推移

水道用水

工業用水



第5節 地球環境の状況

地球環境問題とは、地球温暖化、成層圏のオゾン層破壊、酸性雨問題等がこれに該当し、その影響が一国一地域にとどまらず、解決には、国の枠を越えた広域的な取組みが必要な問題のことをいう。

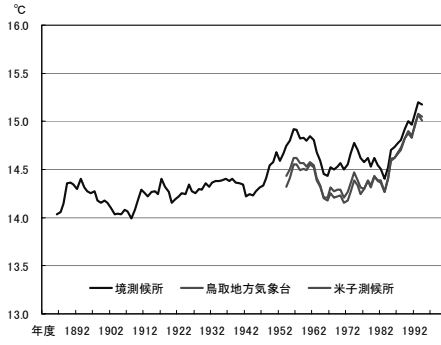
IPCC (気候変動に関する政府間パネル) の第3次評価報告書 (2001) では、1860年以降140年間で、全球平均地上気温が0.4～0.8℃上昇したと発表している。

県内の気象観測所における観測結果によると、年平均気温の上昇傾向が明確となった。境観測候所では過去116年間で約1.0℃上昇している。

酸性雨については、引き続き県下4地点での降水の酸性度や成分の調査を実施し、また1地

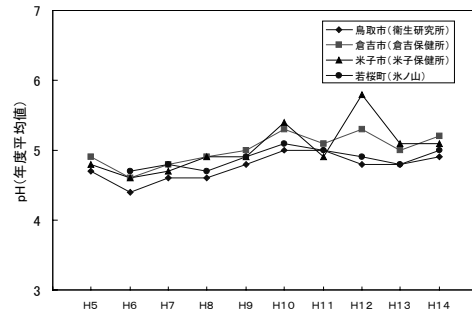
点で降水以外のものも含めた降下物・ガス状物質についても、その酸性度や成分調査を実施している。また、酸性雨の県内の環境への影響の実態把握や評価・予測を目指した取組みを開始した。なお、降水の酸性度の結果は次ページの図のとおりである。

年平均気温の経年変化



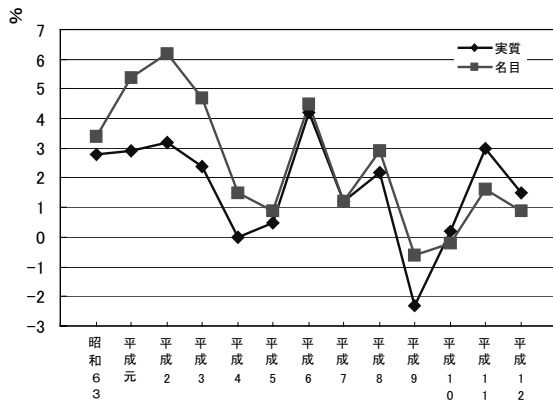
資料) 気象庁データ

雨の酸性度調査結果



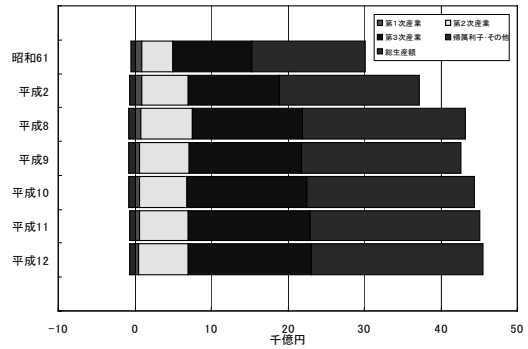
第6節 社会経済・交通の状況等

鳥取県の県内総生産の成長率の推移



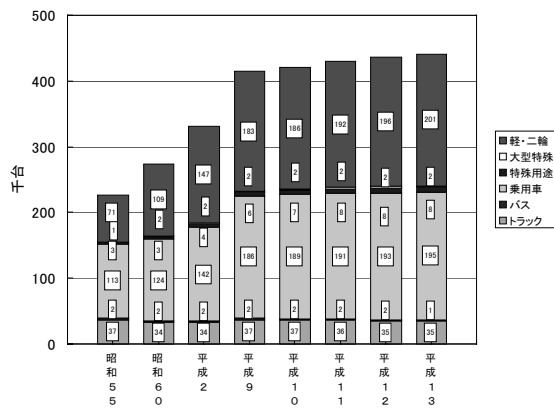
「平成 12 年度県民経済計算報告書」

県内総生産の産業別の推移



「平成 12 年度県民経済計算報告書」

鳥取県における自動車保有台数の推移



(鳥取県自動車数調 (鳥取陸運支局) より作成)

